

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示**
- 地籍調査の成果について認証した件二件 四六〇
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 四六〇
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 四六〇
- 公告**
- 一般競争入札を行う件二件 四六四
 - 落札者を決定した件二件 四六六
 - 随意契約の相手方を決定した件 四六九

告示

福島県告示第六百二十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十五年九月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第六百二十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十五年九月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達市霊山町石田の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中田論田地区に係る県営農地整備事業（通作条件整備）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年九月三十日から
同 年十月二十一日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
石川町役場及び古殿町役場

（農村計画課）

福島県告示第六百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年九月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
セドノ沢	東白川郡矢祭町大字内川字谷地	土石流	次の図のとおり
ミョウガ沢	同 郡同 町大字内川字谷地	土石流	

滝ノ沢2号	江戸塚沢上流	江戸塚沢	北沢	折屋沢	寺沢	下関河内沢2号	オツネ沢	長沢	下関河内沢	中山沢	イトトリ沢	矢祭沢3号	ヒノクチ沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同
町大字関岡字滝ノ	町大字関岡字江戸	町大字関岡字江戸	町大字上関河内字	町大字上関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字下関河内字	町大字内川字矢祭	町大字内川字内野
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

仲町2号	仲町1号	齒染平	入宝坂	山崎	館本2号	館本	矢祭1号	町	滝ノ沢1号	飯野2号	飯野1号	天神沢	滝ノ沢4号	滝ノ沢3号	沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同
町大字上関河内字	町大字上関河内字	町大字茗荷字齒染	町大字宝坂字入宝	町大字戸塚字山崎	町大字東館字館本	町大字東館字館本	町大字内川字矢祭	町大字関岡字町	町大字関岡字滝ノ	町大字関岡字飯野	町大字関岡字飯野	町大字関岡字天神	町大字関岡字滝ノ	町大字関岡字滝ノ	町大字関岡字滝ノ
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	

公告第296号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県本庁舎耐震改修（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月27日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県本庁舎耐震改修（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成28年3月25日まで
- (4) 工事場所 福島県福島市杉妻町2番16号

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。

オ 平成10年度以降に元請として、以下に示す同種の工事であつて、(7)から(ウ)までに掲げる基準を全て満たす耐震改修工事を施工した実績を有すること。この場合、(7)から(ウ)までに掲げる基準を満たす同種の工事とは、同一工事であつて、1棟の建物におけるものであること。

(7) 建物用途 庁舎、校舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室及び会議室に類する室（研修室、人文科学系の研究室）の面積が、施設の延べ床面積の過半を占める施設又は施設の延べ床面積の過半に満たない施設にあつては、当該用途に係る室の面積が下記の(ウ)に示す延べ床面積以上の施設を指すものとする。

(1) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造。ただし、一部の階（地下階のみ等）が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造でも可とする。

(ウ) 建物規模 延べ床面積3,000㎡以上で地上3階建以上

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

(7) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）でなければならない。

(1) 上記オに掲げる工事の経験を有する者であること。

(ウ) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）及び監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）修了証を有する者であること。

- キ 建設業法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であつて、この公告の時点において有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が948点以上であること。
- ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- ケ 本工事の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 構成員は、2者又は3者であること。
- イ 自主結成であること。
- ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまで及びキに掲げる条件を全て満足している者であること。
- カ 共同企業体のいずれかの構成員が(1)のオに掲げる条件を満足している者であること。
- キ (1)のカの(7)から(9)までに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- ケ 本工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のウ及びオからキまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキ（ただし、オについては、2の(1)のウ及びキ）までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月11日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-8632
- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 上記3に掲げる場所に同じ。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年11月11日（月）午後2時
- (2) 場所 福島県自治会館3階303会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年11月8日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 契約の成立
- 本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとき認められるときは、契約を締結しない。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査（低入札価格調査）を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
 営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿舍費及び借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: Earthquake-proof repair work of Fukushima Prefectural Government Main Office 1 set
- (2) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,8 November 2013
- (3) Time-limit of tender(by hand): 2:00p.m.,11 November 2013
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives & Property Management Office , General Administration Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8632
 (施設管理課)

公告第297号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県避難者意向調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月27日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県避難者意向調査業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月14日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
 - (5) ISO9001又はISO20252を取得していること。
 - (6) 一般社団法人社会調査協会が認定した専門社会調査士及び一般財団法人統計質保証推進協会が認定した専門統計調査士の資格を有していること。
 - (7) この公告に示した業務と類似した業務に関してコールセンター設置の実績を有していること。
 - (8) この公告に示した業務と類似した業務をこの公告の時点から過去2年以内に履行した実績があり、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月29日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号（福島県自治会館7階）
福島県生活環境部原子力損害対策総室避難者支援課
電話024-521-8318
- 4 契約条項等を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び期間
ア 場所 3に掲げる場所に同じ。
イ 期間 平成25年9月27日（金）から同年10月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年10月14日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年11月7日（木） 午後1時30分
イ 場所 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年11月6日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Survey of evacuees' feelings in Fukushima Prefecture 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p.m, 7 November 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m, 6 November 2013
- (4) Contact point for the notice: Evacuees Support Division, Nuclear Damage Countermeasure Office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-8318

(避難者支援課)

公告第298号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月27日

福島県知事 佐藤雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪ドーザⅠ（16t級） 1台
- (2) 除雪ドーザⅡ（16t級） 1台
- (3) 除雪ドーザⅢ（16t級） 2台
- (4) 除雪ドーザⅣ（16t級） 2台
- (5) 凍結防止剤散布車Ⅱ（3t級） 1台
- (6) 凍結防止剤散布車Ⅲ（3t級） 1台
- (7) 凍結防止剤散布車Ⅳ（3t級） 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成25年8月13日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 23,058,000円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 22,575,000円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 44,016,000円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 44,016,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 16,275,000円
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 16,380,000円
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 16,380,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成25年7月2日

(入札用度課)

公告第299号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月27日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用10,000ℓ級化学消防車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社モリタ 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
- 5 落札金額
99,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年6月21日

(入札用度課)

公告第300号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月27日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザV（16t級） 1台
 - (2) 凍結防止剤散布車I（3t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年8月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 22,155,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 16,170,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(入札用度課)